

京都市消防局訓令乙第10号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防団員服制規程の一部を次のように改正する。

平成28年2月26日

京都市消防局長 杉 本 栄 一

別表第2京都市カラーガード隊被服の項を次のように改める。

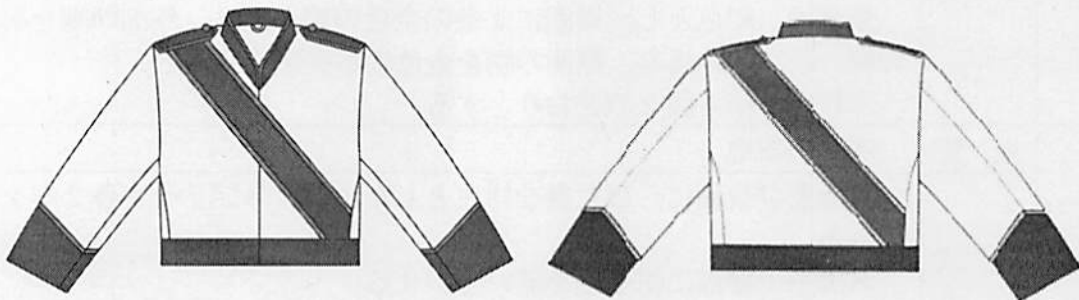
京 都 市 カ ラ ー ガ ー ド	合 冬 服 (上 衣)	地 質	白色の布地
		制 式	襟は、詰め襟、赤色とし、襟端に1条の金色の線を入れ、掛け合わせに、ファスナーを付ける。 前面は、右肩先から左腰部にかけて、後面は、左肩先から右腰部にかけて、両端に1条の金色の線を付けた1条の赤色の帯を入れる。 袖口及び裾は、紺色とし、袖に1条の金色の線を入れる。 肩章は、紺色とし、周囲に1条の金色の線を入れ、外側の端を肩の縫い目に縫い込み、襟側の端を金色のボタンで留める。 形状は、第4図1のとおりとする。
	夏 服 (上 衣)	地 質	白色の布地
		制 式	襟は、詰め襟、紺色とし、襟端に1条の金色の線を入れ、掛け合わせに、ファスナーを付ける。 前面は、右肩先から左腰部にかけて、後面は、左肩先から右腰部にかけて、両端に1条の金色の線を付けた1条の紺色の帯を入れる。 袖口は、紺色とし、袖に1条の金色の線を入れる。 裾は、紺色とする。 肩章は、紺色とし、周囲に1条の金色の線を入れ、外側の端を肩の縫い目に縫い込み、襟側の端を金色のボタンで留める。 形状は、第4図2のとおりとする。
ス カ ー ト	地 質	赤色の布地	
	制 式	前面及び後面に、ひだ奥を紺色としたボックスプリーツ各2本を入れる。 スカート腰部に紺生地を縫い合わせる。 形状は、第4図3のとおりとする。	
訓 練 ズ ボン	上 衣	地 質	赤色の布地
		制 式	ジャンパーとし、掛け合わせにファスナーを付ける。 後面に愛称を明示する白色の文字を入れる。 形状は、第4図4(1)アのとおりとする。
ズ ボン	ズ ボン	地 質	赤色の布地
		制 式	長ズボンとし、両ももの側面に各1個のポケットを付ける。

隊 被 服	服	ボ ン	制 式	裾は、シングルとする。 右ポケットの下部に、愛称を明示する白色の文字を斜めに入れる。 形状は、第4図4(2)アのとおりとする。
			地 質	別表第1活動服上衣半袖と同様にする。
	上 衣	制 式		
	夏 用 訓 練 服	ズ ボ ン	地 質	赤色の布地
			制 式	半ズボンとし、前面の右下部に、愛称を明示する白色の文字を入 れる。 形状は、第4図5(1)のとおりとする。
	演 技 用 下 衣			紺色の一分丈スパッツとする。
	演 技 帽	地 質	白色の布地	アーミーキャップ型とし、帽の両面に赤色及び紺色の二重飾り帯 を付ける。 形状は、第4図6のとおりとする。
		制 式		
	靴	長 靴	白色の皮革製編上靴とする。	
		訓 練 靴	白色の運動靴とする。	
手 袋		白色の布地で、5本指とし、留め金を付ける。		
靴 下		肌色で化学繊維製とする。		

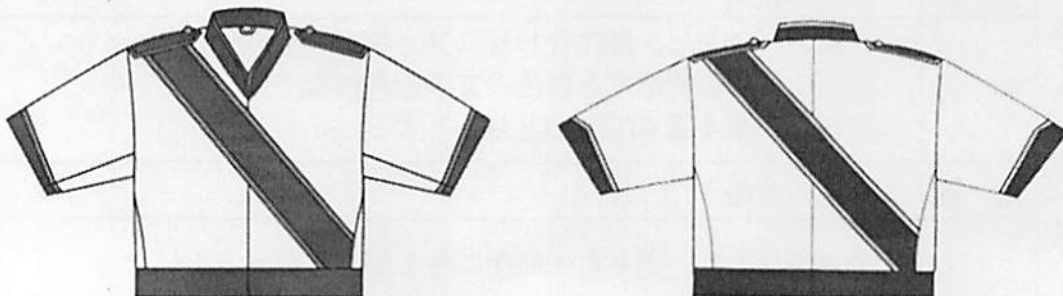
別表第2第4図を次のように改める。

第4図 カラーガード隊被服

1 合冬服（上衣）制式



2 夏服（上衣）制式



3 スカート制式



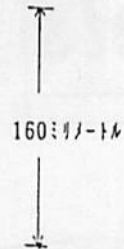
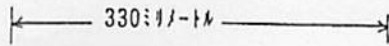
4 訓練服

(1) 上衣

ア 制式



イ 愛称を明示する文字



(2) ズボン

ア 制式

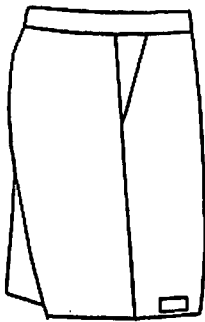


イ 愛称を明示する文字



5 夏用訓練服 (ズボン)

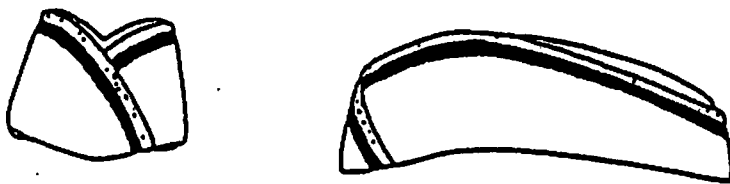
(1) 制式



(2) 愛称を明示する文字



6 演技帽制式



附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年2月28日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の京都市消防団員服制規程の規定による夏用訓練服上衣は、当分の間、これを使用することができる。

(京都市消防局総務部庶務課)